

Q&A - 先生方の質問にお答えします -

Q1 1回の授業で、3つの観点全てを評価しなければならぬのですか。

A. 学習評価については、日々の授業の中で児童生徒の学習状況を適宜把握して指導の改善に生かすことに重点を置くことが重要です。したがって観点別学習状況の評価の記録に用いる評価については、毎回の授業ではなく原則として単元や題材などの内容や時間のまとまりごとに、それぞれの実現状況を把握できる段階で行うなど、その場面を精選することが重要です。

Q2 「十分満足できる」状況(A)はどのように判断したらよいのですか。

A. 各教科において「十分満足できる」状況(A)と判断するのは、評価規準に照らし、児童生徒が実現している学習の状況が質的な高まりや深まりをもっているかと判断される場合です。「十分満足できる」状況(A)と判断できる児童生徒の姿は多様に想定されるので、学年会や教科部会等で情報を共有することが重要です。

Q3 指導要録の文章記述欄が多く、かなりの時間を要している現状を解決できませんか。

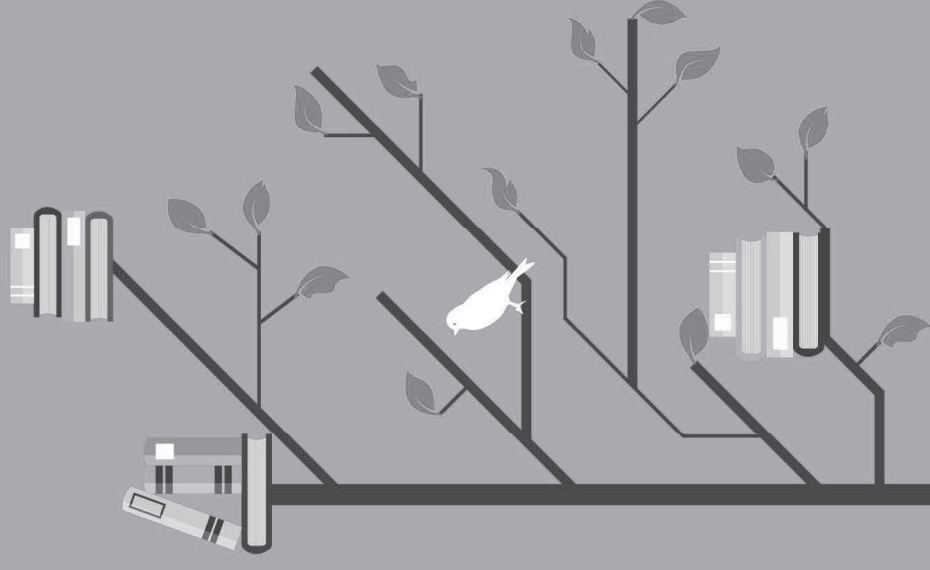
A. 本来、学習評価は日常の指導の場面で、児童生徒本人へフィードバックを行う機会を充実させるとともに、通知表や面談などの機会を通して、保護者との間でも評価に関する情報共有を充実させることが重要です。このため、指導要録における文章記述欄については、例えば、「総合所見及び指導上参考となる諸事項」については、要点を簡潔書きとするなど、必要最小限のものとなるようにしました。また、小学校第3学年及び第4学年における外国語活動については、記述欄を簡素化した上で、評価の観点に即して、児童の学習状況に顕著な事項がある場合にその特徴を記入することとしました。

Q4 評定以外の学習評価についても保護者の理解を得るにはどのようにすればよいのでしょうか。

A. 保護者説明会等において、学習評価に関する説明を行うことが効果的です。各教科等における成果や課題を明らかにする「観点別学習状況の評価」と、教育課程全体を見渡した学習状況を把握することが可能な「評定」について、それぞれの特長や、上級学校への入学選抜に係る調査書のねらいや活用状況を明らかにすることは、保護者との共通理解の下で児童生徒への指導を行っていくことにつながります。

Q5 障害のある児童生徒の学習評価について、どのようなことに配慮すべきですか。

A. 学習評価に関する基本的な考え方は、障害のある児童生徒の学習評価についても変わるものではありません。このため、障害のある児童生徒については、特別支援学校等の助言または援助を活用しつつ、個々の児童生徒の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を行い、その評価を適切に行うことが必要です。また、指導要録の通級による指導に関して記載すべき事項が個別の指導計画に記載されている場合には、その写しをもって指導要録への記入に替えることも可能としました。



学習評価の 在り方 ハンドブック

小・中学校編

P2	学習指導要領	学習指導要領解説
P4	学習評価の基本的な考え方	
P6	学習評価の基本構造	
P7	特別の教科 道徳、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動の評価について	
P8	観点別学習状況の評価について	
P10	学習評価の充実	
P12	Q&A	-先生方の質問にお答えします-

学習指導要領

学習指導要領とは、国が定めた「教育課程の基準」です。
(学校教育法施行規則第52条、74条、84条及び129条等より)



学習指導要領の構成 (小学校の例)

総則は、以下の項目で整理され、
全ての教科等に共通する事項が記載されています。

- 第1 小学校教育の基本と教育課程の役割
- 第2 教育課程の編成
- 第3 教育課程の実施と学習評価
- 第4 児童の発達と支援
- 第5 学校運営上の留意事項
- 第6 道徳教育に関する配慮事項

学習評価の
実施に当たっての
配慮事項

各教科等の目標、内容等が記載されています。

- (例) 第1節 国語
- 第1 目標
 - 第2 各学年の目標及び内容
 - 第3 指導計画の作成と内容の取扱い

平成29年改訂学習指導要領の各教科等の目標や内容は、
教育課程全体を通して育成を目指す「資質・能力」の三つの柱に
基づいて再整理されています。

- ア 何を理解しているか、何ができるか
(生きて働く「知識・技能」の習得)
- イ 理解していることと、できることとをどう使うか(未知の状況にも
対応できる「思考力・判断力・表現力等」の育成)
- ウ どのように社会・世界と関わり、よりよい人生を送るか
(学びを人生や社会に生かそうとする「学びに向かう力・
人間性等」の涵養)

平成29年改訂「小学校学習指導要領」より
※中学校もおおむね同様の構成です。

詳しくは、文部科学省Webページ「学習指導要領のくわしい内容」をご覧ください。
(http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/1383986.htm)



学習指導要領解説

学習指導要領解説とは、大綱的な基準である
学習指導要領の記述の意味や解釈などの詳細
について説明するために、文部科学省が作成
したものです。



学習指導要領解説の構成 (小学校 国語編の例)

- 第1章 総説
- 第2章 国語科の改訂の趣旨及び要点

総説
改訂の経緯及び
基本方針

- 第1節 国語科の目標及び内容
- 第2節 国語科の内容
- 第3章 各学年の内容
- 第4章 指導計画の作成と内容の取扱い

教科等の目標
及び内容の概要

- 第1節 国語科の目標
- 第2節 国語科の内容
- 第3章 各学年の内容
- 第4章 指導計画の作成と内容の取扱い

学年や
分野ごとの内容

- 第1節 国語科の目標
- 第2節 国語科の内容
- 第3章 各学年の内容
- 第4章 指導計画の作成と内容の取扱い

参考
(系統性等)

- 第1節 国語科の目標
- 第2節 国語科の内容
- 第3章 各学年の内容
- 第4章 指導計画の作成と内容の取扱い

指導計画作成や
内容の取扱いに係る配慮事項

※中学校もおおむね同様の構成です。(総則編)「総合的な学習の時間」及び「特別活動編」は異なった構成となっています。

教師は、学習指導要領で定めた資質・能力が、
児童生徒に確実に育成されているかを評価します

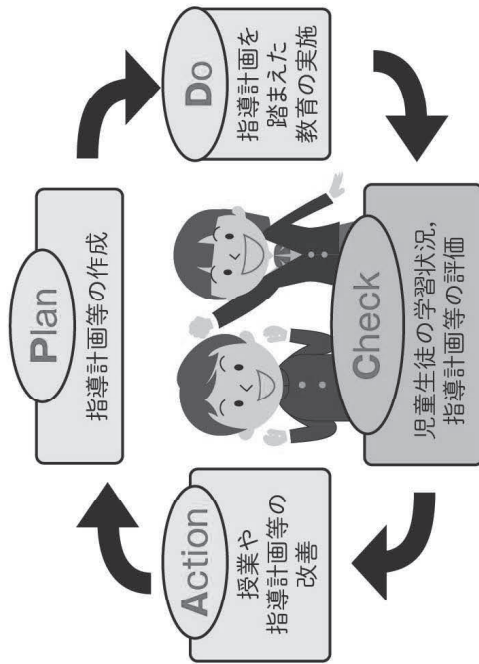
学習評価の基本的な考え方

学習評価は、学校における教育活動に関し、児童生徒の学習状況を評価するものです。「児童生徒にどういった力が身に付いたか」という学習の成果を的確に捉え、**教師が指導の改善を図るとともに、児童生徒自身が自らの学習を振り返って次の学習に向かうことができるようにする**ためにも、学習評価の在り方は重要であり、教育課程や学習・指導方法の改善と一貫性のある取組を進めることが求められます。

カリキュラム・マネジメントの一環としての指導と評価

各学校は、日々の授業の下で児童生徒の学習状況を評価し、その結果を児童生徒の学習や教師による指導の改善や学校全体としての教育課程の改善、校務分掌を含めた組織運営等の改善に生かす中で、学校全体として組織的かつ計画的に教育活動の質の向上を図っています。

このように、「学習指導」と「学習評価」は学校の教育活動の根幹であり、教育課程に基づいて組織的かつ計画的に教育活動の質の向上を図る「カリキュラム・マネジメント」の中核的な役割を担っています。



主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善と評価

指導と評価の一体化を図るためには、児童生徒一人一人の学習の成立のための評価という視点を一層重視することによって、教師が自らの指導のねらいに応じて授業の中での児童生徒の学びを振り返り、学習や指導の改善に生かしていくというサイクルが大切です。平成29年改訂学習指導要領で重視している「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善を通して、各教科等における資質・能力を確実に育成する上で、学習評価は重要な役割を担っています。

教師の指導改善に

つながるものにしていくこと

児童生徒の学習改善に

つながるものにしていくこと

これまで慣行として行われてきたことでも、**必要性・妥当性が認められないものは見直していくこと**

次の授業では
〇〇を重点的に
指導しよう。



〇〇のところは
もっとした方が
よいですね。



詳しくは、平成31年3月29日文部科学省初等中等教育司長通知[小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要領の改善等]について(通知)をご覧ください。
(http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/1415169.htm)



評価に戸惑う児童生徒の声

「先生によって観測の重みが違うんです。授業態度をとても重視する先生もいるし、テストだけで判断するという先生もいます。そうすると、どう努力していけばよいか本当に分かりにくいんです。」(中央教育審議会初等中等教育分科会教育課程部会 児童生徒の学習評価に関するワーキンググループ第7回における高等学校3年生の意見より)

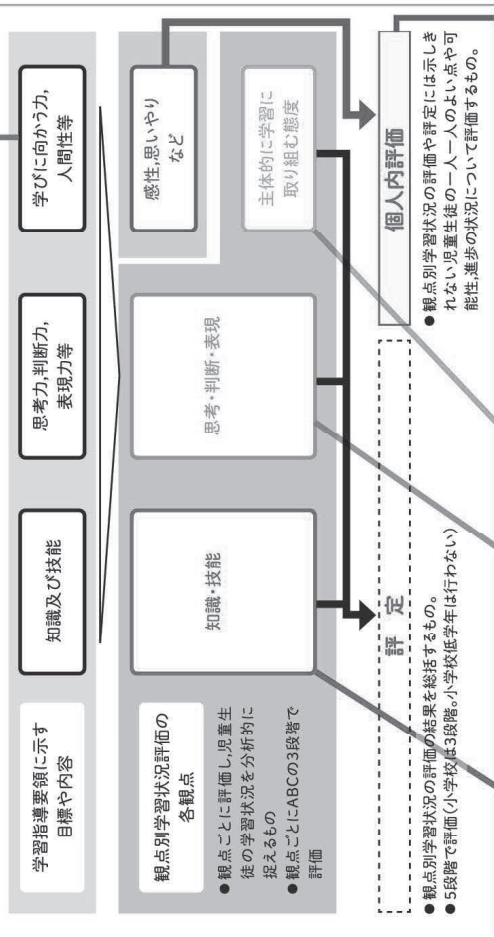
あくまでこれは一部の意見ですが、学習評価に対する児童生徒のこうした意見には、適切な評価を求める切実

な思いが込められています。そのような児童生徒の声に応えるためにも、教師は、児童生徒への学習状況のフィードバックや、授業改善に生かすという評価の機能を一層充実させる必要があります。教師と児童生徒が共に納得する学習評価を行うためには、評価規準を適切に設定し、評価の規準や方法について、教師と児童生徒及び保護者で共通理解を図るガイダンス的な機能と、児童生徒の自己評価と教師の評価を結び付けていくカウンセリング的な機能を充実させていくことが重要です。

学習評価の基本構造

平成29年改訂で、学習指導要領の目標及び内容が資質・能力の三つの柱で再整理されたことを踏まえ、各教科における観点別学習状況の評価の観点については、「知識・技能」「思考・判断・表現」「主体的に学習に取り組む態度」の3観点を整理されています。

各教科における評価の基本構造



- 「学びに向かう力、人間性等」には
- ①「主体的に学習に取り組む態度」として観点別評価(学習状況を分析的に捉える)を通じて見取することができる部分と、
 - ②観点別評価や評定にはなじまず、こうした評価では示されないことから個人内評価を通じて見取部分があります。

各教科等における学習の過程を通じた知識及び技能の習得状況について評価を行うとともに、それらに既得の知識及び技能を関連付けたり活用したりする中で、他の学習や生活の場面でも活用できる程度に概念等を理解したり、技能を習得したりしているかを評価します。

各教科等の知識及び技能を活用して課題を解決する等のために必要な思考力、判断力、表現力等を身に付けているかどうかを評価します。

知識及び技能を獲得したり、思考力、判断力、表現力等を身に付けたりするために、自らの学習状況を把握し、学習の進め方について試行錯誤するなど自らの学習を調整しながら、学ばうとしていくかどうかという意思的な側面を評価し、評価します。

個人内評価の対象となるものについては、児童生徒が学習したことの意味や価値を実感できよう、日々の教育活動等の中で児童生徒に伝えることが重要で特に、「学びに向かう力、人間性等」のうち「感性や思いやり」など児童生徒一人一人のよい点や可能性、進歩の状況などを積極的に評価し児童生徒に伝えることが重要です。



詳しくは、平成31年1月21日文科部科学省中央教育審議会初等中等教育分科会教育課程部会「児童生徒の学習評価の在り方について(報告)」をご覧ください。
(http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyoyo3/004/gaiyou/1412933.htm)

特別の教科 道徳、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動の評価について

特別の教科 道徳、外国語活動(小学校のみ)、総合的な学習の時間、特別活動についても、学習指導要領で示したそれぞれの目標や特質に応じ、適切に評価します。なお、道徳科の評価は、入学選抜の可否判定に活用することのないようにする必要があります。

特別の教科 道徳(道徳科)

児童生徒の人格そのものに働きかけ、道徳性を養うことを目標とする道徳科の評価としては、観点別評価は妥当ではありません。授業において児童生徒に考えさせることを明確にして、「道徳的諸価値」についての理解を基に、自己を見つめ、物事を(広い視野から)多面的・多角的に考え、自己の(人間としての)生き方についての考えを深めるという学習活動における児童生徒の具体的な学習状況を、一定のまとまりの中で、児童生徒が学習の見通しを立てたり学習したことを振り返ったりする活動を適切に設定しつつ、学習活動全体を通して見取ります。

外国語活動(小学校のみ)

評価の観点については、学習指導要領に示す「第1目標」を踏まえ、右の表を参考に設定することとしています。この3つの観点に則して児童の学習状況を見取ります。

知識・技能	思考・判断・表現	主体的に学習に取り組む態度
<ul style="list-style-type: none"> ● 外国語を通して、言語や文化について体験的に理解を深めている。 ● 日本語と外国語の音声の違い等に気付いている。 ● 外国語の音声や基本的な表現に慣れ親しんでいる。 	<p>身近で簡単な事柄について、外国語で聞いたり話したりして自分の考えや気持ちなどを伝え合っている。</p>	<p>外国語を通して、言語やその背景にある文化に対する理解を深め、主体的に外国語を用いてコミュニケーションを図ろうとしている。</p>

総合的な学習の時間

評価の観点については、学習指導要領に示す「第1目標」を踏まえ、各学校において具体的に定めた目標、内容に基づいて、右の表を参考に定めることとしています。この3つの観点に則して児童生徒の学習状況を見取ります。

知識・技能	思考・判断・表現	主体的に学習に取り組む態度
<p>探究的な学習の過程において、課題の解決に必要な知識や技能を身に付け、課題に関する概念を形成し、探究的な学習のよさを理解している。</p>	<p>実社会や実生活の中から問いを見出し、自分で課題を立て、情報を集め、整理・分析して、まとめ、表現している。</p>	<p>探究的な学習に主体的協働的に取り組もうとしているとともに、互いのよさを生かしながら、積極的に社会に参画しようとしている。</p>

特別活動

特別活動の特質と学校の創意工夫を生かすということから、設置者ではなく、各学校が評価の観点を定めることとしています。その際、学習指導要領に示す特別活動の目標や学校として重点化した内容を踏まえ、例えば以下のように、具体的に観点を示すことが考えられます。

内容	特別活動の記録						
	観点	1	2	3	4	5	6
学級活動	よりよい生活を築くための知識・技能	○	○	○	○	○	○
児童会活動	集団や社会の形成者としての思考・判断・表現		○	○	○	○	○
クラブ活動	主体的に生活や人間関係をよりよくしようとする態度				○	○	○
学校行事					○	○	○

小学校児童指導要領(参考様式)様式2の記入例(5年生の例)

なお、特別活動は学級担任以外の教師が指導する活動が多いことから、評価体制を確立し、共通理解を図って、児童生徒のよさや可能性を多面的・総合的に評価するとともに、確実に資質・能力が育成されるよう指導の改善に生かすことが求められます。

各学校で定めた観点を記入した上で、内容ごとに、十分満足できる状況にあると判断される場合に、○印を記入します。
○印をつけた具体的な活動の状況等については、「総合所見及び指導上参考」となる諸事項の欄に簡潔に記述することとで、評価の根拠を記録に残すことができます。

特別の教科 道徳、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動の評価については、

観点別学習状況の評価について

観点別学習状況の評価とは、学習指導要領に示す目標に照らして、その実現状況がどのようなものであるかを、観点ごとに評価し、児童生徒の学習状況を分析的に捉えるものです。

「知識・技能」の評価の方法

「知識・技能」の評価の考え方は、従前の評価の観点である「知識・理解」、「技能」においても重視してきたところです。具体的な評価方法としては、例えばペーパーテストにおいて、事実的な知識の習得を問う問題と、知識の概念的な理解を問う問題とのバランスに配慮するなどの工夫改善を図る等が考えられます。また、児童生徒が文章による説明をしたり、各教科等の内容の特質に応じて、観察・実験をしたり、式やグラフで表現したりするなど実際に知識や技能を用いる場面を設けるなど、多様な方法を適切に取り入れていくこと等も考えられます。

「思考・判断・表現」の評価の方法

「思考・判断・表現」の評価の考え方は、従前の評価の観点である「思考・判断・表現」においても重視してきたところです。具体的な評価方法としては、ペーパーテストのみならず、論述やレポートの作成、発表、グループや学級における話し合い、作品の制作や表現等の多様な活動を取り入れたり、それらを集めたポートフォリオを活用したりするなど評価方法を工夫することが考えられます。

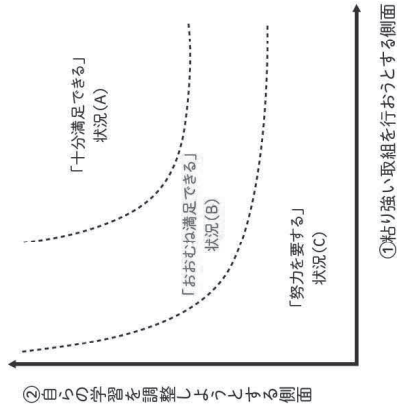
「主体的に学習に取り組む態度」の評価

具体的な評価方法としては、ノートやレポート等における記述、授業中の発言、教師による行動観察や、児童生徒による自己評価や相互評価等の状況を教師が評価を行う際に考慮する材料の一つとして用いることなどが考えられます。その際、各教科等の特質に応じて、児童生徒の発達の段階や一人一人の個性を十分に考慮しながら、「知識・技能」や「思考・判断・表現」の観点の状況を踏まえた上で、評価を行う必要があります。

「主体的に学習に取り組む態度」の評価のイメージ

○「主体的に学習に取り組む態度」の評価については、①知識及び技能を獲得したり、思考力、判断力、表現力等を身に付けたりすることに向けた粘り強い取組をおこなうとする側面と、②①の粘り強い取組を行う中で、自らの学習を調整しようとする側面、という二つの側面から評価することが求められる。

○これら①②の姿は実際の教科等の学びの中で別々ではなく相互に関わり合いながら現れるものと考えられる。例えば、自らの学習を全く調整しようとして粘り強く取組み続ける姿や、粘り強さが全くない中で自らの学習を調整する姿は一般的ではない。



ここでの評価は、その学習の調整が「適切に行われるか」を必ずしも判断するものではなく、学習の調整が知識及び技能の習得などに結びついていない場合には、教師が学習の進め方を適切に指導することが求められます。

「自らの学習を調整しようとする側面」とは…

自らの学習状況を把握し、学習の進め方について試行錯誤するなどの意思的な側面のことです。評価に当たっては、児童生徒が自らの理解の状況を振り返ることができるような発問の工夫をしたり、自らの考えを記述したり話したりする場合、他者との協働を通じて自らの考えを相対化する場面を、単元や題材などの内容のまとまりの中で設けたりするなど、「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善を図る中で、適切に評価できるようにしていくことが重要です。



「主体的に学習に取り組む態度」は、「関心・意欲・態度」と同じ趣旨ですか… ～こんなことで評価をしていますが～

平成31年1月21日文部科学省中央教育審議会初等中等教育分科会教育課程部会「児童生徒の学習評価の在り方について(報告)」では、学習評価について指摘されている課題として、「関心・意欲・態度」の観点について「学校や教師の状況によっては、挙手の回数や毎時間ノートを取っているかなど、性格や行動面の傾向が一時的

に表出された場面を捉える評価であるような誤解が払拭切れない」ということが指摘されました。これを受け、従来から重視されてきた各教科等の学習内容に関心をもちつことのみならず、よりよく学ぼうとする意欲をもって学習に取り組む態度を評価するという趣旨が改めて強調されました。

学習評価の充実

学習評価の妥当性,信頼性を高める工夫の例

- 評価規準や評価方法について,事前に教師同士で検討するなどして明確にすること,評価に際して明確にする実践事例を蓄積し共有していくこと,評価結果についての検討を通じて評価に係る教師の力量の向上を図ることなど,学校として組織的かつ計画的に取り組む。
- 学校が児童生徒や保護者に対し,評価に関する仕組みについて事前に説明したり,評価結果について丁寧に説明したりするなど,評価に関する情報をより積極的に提供し児童生徒や保護者の理解を図る。

評価時期の工夫の例

- 日々の授業の中では児童生徒の学習状況を把握して指導に生かすことに重点を置きつつ,各教科における「知識・技能」及び「思考・判断・表現」の評価の記録については,原則として単元や題材などのまとまりごとに,それぞれの実現状況が把握できる段階で評価を行う。
- 学習指導要領に定められた各教科等の目標や内容の特質に照らして,複数の単元や題材などにわたって長期的な視点で評価することを可能とする。

学年や学校間の円滑な接続を図る工夫の例

- 「キャリア・パスポート」を活用し,児童生徒の学びをつなげることができるようにする。
- 小学校段階においては,幼児期の教育との接続を意識した「スタートカリキュラム」を一層充実させる。
- 高等学校段階においては,入学者選抜の方針や選抜方法の組合せ,調査書の利用方法,学力検査の内容等について見直しを図ることが考えられる。

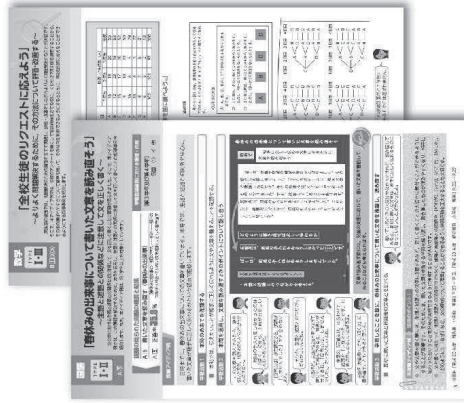
評価方法の工夫の例

全国学力・学習状況調査

(問題や授業アイデア例)を参考にした例

平成19年度より毎年行われている全国学力・学習状況調査では,知識及び技能等を実生活の様々な場面に活用する力や,様々な課題解決のための構想を立て実践し評価改善する力などに関わる内容の問題が出题されています。

全国学力・学習状況調査の解説資料や報告書,授業アイデア例を参考にテストを作成したり,授業を工夫したりすることもできます。



授業アイデア例

詳しくは,国立教育政策研究所Webページ「全国学力・学習状況調査」をご覧ください。
(<http://www.nier.go.jp/kaihatsu/zenkugakuyoku.html>)

評価の方法の共有で働き方改革

ペーパーテスト等のみにとられず,一人一人の学びに着目して評価をすることは,教師の負担が増えることのように感じられるかもしれませんが,児童生徒の学習評価は教育活動の根幹であり「カリキュラム・マネジメント」の中核的な役割を担っています。その際,助けとなるのは,教師間の協働と共有です。

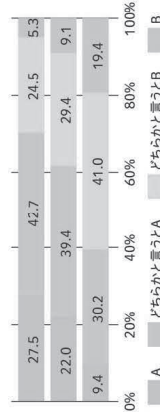
評価の方法やそのためのツールについての悩みを一人で

抱えることなく,学校全体や他校との連携の中で,計画や評価ツールの作成を分担するなど,これまで以上に協働と共有を進めれば,教師一人当たりの量的・時間的・精神的な負担の軽減につながります。風通しのよい評価体制を教師間で作っていくことで,評価方法の工夫改善と働き方改革にもつながります。

コラム

「指導と評価の一体化の取組状況」

A:学習評価を通じて,学習評価のあり方を見直すことや個に応じた指導の充実に図るなど,指導と評価の一体化に学校全体で取り組んでいる。
B:指導と評価の一体化の取組は,教師個人に任せられている。



(平成29年度文部科学省委託調査「学習指導と学習評価に対する意識調査」より)